

商品概要説明書

兵庫県地球環境保全資金

(令和7年4月1日現在)

商品名	兵庫県地球環境保全資金										
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上満 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○自営業者の方は、J A とのお取引が 1 年以上あり、かつ当 J A が定める条件を満たしている方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。										
資金使途	○新築住宅または既存住宅への兵庫県が定める以下の融資対象設備の設置等を目的とする資金 ○兵庫県の制度資金を利用する場合は、兵庫県あてに提出する貸付申請書受理日以降に工事着手するもので以下のいずれかとします。										
	設備種別	要 件									
	太陽光発電設備	1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。 2 次の数値のうちのいずれかが 1 0 k W 未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて 1 0 k W 未満であること。 ① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、J I S という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、I E C 等の国際規格も可とする。k W 表示とし、小数点以下 2 桁未満は切り捨てる。）。 ② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は J I S に基づく。k W 表示とする。）。 3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。 (1) 太陽電池モジュールの変換効率が、下表に定める値以上であるもの。 <table><tr><td>太陽電池セルの種類</td><td>太陽電池モジュールの変換効率基準</td></tr><tr><td>シリコン単結晶系</td><td>1 6 . 0 %</td></tr><tr><td>シリコン多結晶系</td><td>1 5 . 0 %</td></tr><tr><td>シリコン薄膜系</td><td>8 . 5 %</td></tr><tr><td>化合物系</td><td>1 2 . 0 %</td></tr></table> (2) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。 (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の 80 % 以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後 10 年以上保証されていること。 イ メーカー等による太陽光発電設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。 4 製造工程等（サプライチェーン含む）において人権に配慮し、「責任あるサプライチェ	太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準	シリコン単結晶系	1 6 . 0 %	シリコン多結晶系	1 5 . 0 %	シリコン薄膜系	8 . 5 %	化合物系
太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準										
シリコン単結晶系	1 6 . 0 %										
シリコン多結晶系	1 5 . 0 %										
シリコン薄膜系	8 . 5 %										
化合物系	1 2 . 0 %										

		ーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和４年９月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）」を遵守して製造されたシステムであること。
	家庭用燃料電池 コージェネレー ションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの。
	家庭用蓄電池	１ Ｖ２Ｈ以外 国の子育てグリーン住宅支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。 ２ Ｖ２Ｈ（ヴィークル・トゥ・ホーム） 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の対象となる設備となるもの。またはそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。
	家庭用太陽熱 利用設備	国の子育てグリーン住宅支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。
	家庭用ヒート ポンプ式電気 給湯器	
	家庭用潜熱回 収型給湯器 （ガス、石油）	
	開口部の断熱 化工事（内窓又 は複層ガラス 設置、外窓交 換、ドア交換）	
	断熱化工事（外 壁、屋根、天井、 床、高断熱浴 槽）	
	省エネ化工事 （冷暖房設備 等）	１ 設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が５つ星であるもの ２ LED 照明器具（電池を電源とするもの、LED と蛍光灯が一体となっているものは対象外） ３ 節水型トイレ（国の子育てグリーン住宅支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。）
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位） ※兵庫県の制度資金を利用する場合の利用額は兵庫県が定める要綱等による。 ※既往の太陽光設備設置資金及び本融資制度の対象設備資金との合計額は 500 万円以内 ○ただし、当 J A および他金融機関からのお借入金の年間返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、所要資金の範囲内かつ担保価格の範囲内とします。 なお、当 J A から無担保借入金がある場合は、ご融資金額が制限される場合があります。	
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とし、1 か月単位とします。	

借入利率	○兵庫県の制度資金対象の有無により以下のとおりとします。 ・（兵庫県の制度資金対象貸付の場合） 兵庫県が定める固定金利 ・（兵庫県の制度資金対象外貸付の場合） 当 J A が定める変動金利または固定金利												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式、または特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。ただし、兵庫県の制度資金の対象となる場合には毎月返済方式、または特定月増額返済方式となります。 ○返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日（休日の場合は翌営業日）とします。 ○兵庫県の制度資金の対象となる場合は、一部繰上返済はお取り扱いできません。												
担保	○原則として不要です。												
保証人	○当 J A が指定する保証機関（兵庫県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【准組合員の方で、お借入額 200 万円、お借入利率 1.000% の場合の一括支払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>8,667</td><td>24,765</td><td>40,971</td><td>57,284</td><td>81,945</td></tr></table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料（円）	8,667	24,765	40,971	57,284	81,945
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料（円）	8,667	24,765	40,971	57,284	81,945								
団体信用生命共済	○ご希望により当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.22%</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.62%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.30%</td></tr></table> ○ご加入に際しては、健康状態を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.22%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.62%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.22%												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.62%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%												
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.33%												
手数料	○ご融資の際の事務手数料（消費税等含む。）は不要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済をされる場合の事務手数料（消費税等含む。）は不要です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は不要です。												
苦情処理措置および	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）												

紛争解決措置の内容	または金融共済部金融業務課（電話：０７９－４２１－３７３８）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部金融業務課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ金融共済部金融業務課またはＪＡバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停，移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ加古川南